

# 名家連ニュース

令和 2 年 3 月 20 日 ( 金 )  
発行：特定非営利活動法人  
名古屋市精神障害者家族会連合会  
会長 堀田 明  
TEL/FAX (052) 846-5576 NO. 700 号

厚生労働省 令和2年3月9日(月) 開催

## 障害保健福祉関係主管課長会議資料抜粋

### ❖❖ 第6期障害福祉計画に係る基本指針について ② ❖❖

#### 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

令和 2 年度からは、精神障害当事者やその家族等からの休日・夜間における相談に対応するため、精神保健福祉センター、精神科救急情報センター、医療機関等に精神医療相談窓口を設置する「精神医療相談事業」を追加することとしており、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を更に推し進めることとしている。

#### 現時点における、本構築推進事業の具体的な実施内容の例

- ① 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置
- ② 普及啓発に係る事業
- ③ 精神障害者の家族支援に係る事業
- ④ 精神障害者の住まいの確保支援に係る事業
- ⑤ ピアサポートの活用に係る事業
- ⑥ アウトリーチ支援に係る事業
- ⑦ 措置入院者及び緊急措置入院者の退院後の医療等の継続支援に係る事業
- ⑧ 精神障害者の地域移行関係職員に対する研修に係る事業
- ⑨ 入院中の精神障害者の地域移行に係る事業
- ⑩ 包括ケアシステムの構築状況の評価に係る事業
- ⑪ 構築推進センター事業
- ⑫ 精神医療相談事業
- ⑬ その他、包括ケアシステムの構築に資する事業



を想定しているが、実施内容については、都道府県等の実情に応じて検討いただきたい。(地域の実情に合わせ②～⑬ の事業メニューを選択して実施することができるが、その際、①の協議の場の設置は必須。)

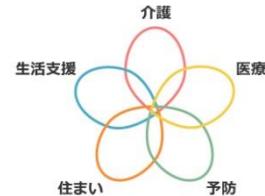
都道府県等におかれては、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を進めるために、本構築推進事業を積極的に活用いただきたい。

#### 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるに当たり、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じた、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村、保健

所などとの重層的な連携による支援体制を構築することが重要である。このような取組を各都道府県等で推進するために、平成29年度から本構築支援事業を立ち上げている。

具体的には、都道府県等においてモデル圏域を設定し、保健・医療・福祉関係者に対して、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進に係る実践経験を有するアドバイザーによる支援を行うことにより、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築プロセスを経験するものである。



また、都道府県等が精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る取組を積極的かつ円滑に進めることができるよう、事業メニューの実施事例（好事例を含む）等を盛り込んだ手引きを平成30年度に作成したところであるが、令和元年度中に本手引きを更新することとしており、都道府県等におかれても、取組を進めるに当たり、本手引きを参考としていただきたい。

なお、本手引きについては、毎年度、内容の更新を適宜行うこととしており、必要とされる情報を加えていくこととしている。

令和2年度は、第5期障害福祉計画の最終年度に当たる。本構築支援事業は、実践経験のある保健・医療・福祉の有識者からなる広域アドバイザー及び都道府県等密着アドバイザーからの技術的支援や他の都道府県等との情報共有を得られる機会でもあるため、積極的に参加していただきたい。

※ 当該事業参加に当たっては、都道府県等密着アドバイザーの推薦依頼（原則、保健・医療・福祉分野から1名ずつ。）について御協力をお願いすることとしている。

また、本事業については、構築プロセスのノウハウを全国的に拡げていくことも目的としており、既に一定程度、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築が進んでいると考えられている都道府県等におかれても、本事業に参画いただき、そのノウハウを共有いただきたいと考えている。

## 多職種・多機関連携による地域連携体制整備事業(新)



精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の推進を図っているところであるが、多職種・多機関連携による支援体制は、いまだ十分とは言えない状況である。

このため、令和2年度において、精神保健福祉士等を精神科医療機関、グループホームに配置し、医療・福祉の連携強化による精神障害者の地域生活を支援するモデル事業を新たに実施することとしており、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの更なる取組の推進を図ることとしており、本事業の活用について検討いただきたい。

## 精神障害者地域生活支援広域調整等事業

本事業については、平成30年度より実施主体を都道府県のみから指定都市、保健所設置市及び特別区まで拡大したところ。

※ 本広域調整等事業（地域生活支援広域調整会議等事業及び地域移行・地域生活支援事業）については、事業メニュー毎に実施主体が異なっていたことから、平成30年度より全ての事業メニューにおいて、都道府県、指定都市、保健所設置市及び特別区まで実施できるよう実施主体を拡大。

「これから的精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」報告書（平成29年2月）において、医療へのアクセスのあり方として、医療導入を検討するための訪問は、保健所を中心に、アウトリーチ事業の活用や福祉を担う市町村と保健所の連携など、行政による対応（保健的アウトリーチ）が考えられるとしており、今後、より積極的にアウトリーチ事業を活用していただきたい。